

報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をしましたのでお知らせいたします。

記

1 未成年者に対するわいせつ行為

米沢市立第一中学校 教諭 蛭田 大和（ひるた やまと）（27歳、男）〔免職〕

- ・ 令和5年4月から8月までの間に、県内在住の16歳未満の女性にわいせつな行為をさせた上、SNSのメッセージ機能を利用し、その映像を自身のスマートフォンに送信させるなどのわいせつな行為をした。

〔管理監督責任〕 校長（50歳代、男）〔戒告〕

2 女性職員に対するセクハラ行為

小学校（置賜地区） 教諭（50歳代、男）〔停職6月〕

- ・ 令和3年12月から令和4年3月にかけて、同僚女性職員に対し、手をつなぐ、抱きつく、キスをしようとするなどのセクハラ行為を繰り返した。

〔管理監督責任〕 校長（令和4年3月31日まで）（50歳代、男）〔減給10分の1 1月〕

〔管理監督責任〕 校長（令和4年4月1日から）（50歳代、男）〔減給10分の1 1月〕

3 交通違反（無免許運転・人身加害事故・暴走運転）

(1) 高等学校（置賜地区） 講師（20歳代、女）〔停職5日※〕

- ・ 運転免許の有効期限が令和5年6月上旬までだったが、9月中旬まで失効に気付かず、自家用車の運転を続け、失効を自覚した後も、通勤や免許再取得のために総合交通安全センターに行く際に自家用車を運転したことが発覚し、無免許運転で検挙された。

※ 基準では停職1月が適用されるが、停職期間を被処分者の任期の最終日（令和6年3月31日）までとするもの。

(2) 小学校（村山地区） 主事（20歳代、女）〔減給10分の1 2月〕

- ・ 令和5年2月、山形市内において、帰宅のため自家用車を運転中、信号のない交差点において一時停止の標識を見落として交差点に進入し、右側から直進してきた車両と衝突し、相手方に右小脳梗塞等の傷害を負わせた。

(3) 高等学校（庄内地区） 教諭 （40歳代、男） [戒告]

- ・ 令和5年10月、秋田市内において、休日に私用で自家用車を運転中、制限速度60km/hのところを96km/hで走行して検挙された。

4 処分年月日

令和6年3月26日

【問い合わせ先】

教育局教職員課 課長補佐（総括・行政給与担当）

横山 範和

電話 023-630-2563

報道監

教育局長 庄司 雅人